

令和5年度 補助費実績一覧

この資料は、補助金等適正化基準に基づき、補助金等の状況について公開するものです。

なお、過去の実績のため補助金等は、変更している場合がありますので、補助金を活用される場合は、担当課へご確認ください。

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	総務課	高齢者運転免許証自主返納支援助成金	高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者を支援する	運転免許証を自主返納した日に満70歳以上である者	公共交通機関等の乗車にかかる経費	市民バス無料乗車券（期限付）、タクシー利用券1万円分又は1 Cカード乗車券1万円分	386	高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱
2	総合政策課	犯罪被害者見舞金	犯罪被害者の精神的被害の軽減を図る	被害者遺族・被害者		遺族見舞金 500千円 傷害見舞金 100千円	0	犯罪被害者支援条例
3	総合政策課	高齢者タクシー利用助成金	公共交通機関空白地域における高齢交通弱者の移動手段を確保する	富士見ヶ丘・上ノ山・坂井・石水・伊藤窪・次第窪・重久・宇波丹井・日之城・三之蔵・上今井・長久保・原地区に住所を有する70歳以上の者	タクシー利用料金 （利用実績によって支払い、1人に対して月4回利用分までを補助）	1回の乗車につき700円を超えた額 （助成限度額あり）	2,427	高齢者タクシー利用助成事業実施要綱
4	総合政策課	高齢者民営バス利用助成金	市民バスと民営バスとの運賃格差を是正し、高齢者の社会活動の範囲を広めることにより自律的な生活を支援する	ゴールド定期券を購入するときに65歳以上の者で、市内を走行する民営バスを利用するもの	民営バスゴールド定期券の購入に係る経費	ゴールド定期券の利用期間1箇月につき3千円	1,441	高齢者民営バス利用助成金交付要綱
5	総合政策課	①空き家バンクリフォーム補助金 ②空き家バンク家財等処分補助金	空き家バンクへの物件登録及び市内への移住・定住を促進する	次のいずれにも該当する者 （1） 空き家バンクの物件登録者又は利用登録者 （2） 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者 （3） 市税等を滞納していない者	①2,000千円以上のリフォーム工事（他の補助金の対象経費でない） ②50千円以上の家財処分費（法に基づき一般廃棄物処理業の許可を受けている市内業者が実施するもの）	1/2（上限 リフォーム：1,000千円、家財処分：100千円） 同一住宅又は同一人に対し、1回に限り	9,671	空き家バンク事業実施要綱
6	総合政策課	結婚新生活支援事業補助金	定住人口対策のため	所得、年齢等の要件を満たす新婚世帯	住居費及び引越費用	600千円上限（夫婦ともに29歳以下） 300千円上限（上記以外の夫婦ともに39歳以下） （住居費及び引越費用の合計額）	7,703	結婚新生活支援事業補助金交付要綱
7	総合政策課	鉄道利用通学者支援補助金	定住人口対策のため	本市に居住し、平成30年4月1日以降に、県外の大学等へ鉄道で通学定期券を利用して通学を始めた者	通学定期券購入金額	1/2（上限：月額10千円）	698	鉄道利用通学者支援補助金交付要綱
8	総合政策課	奨学金返還支援事業助成金	定住人口対策のため	次のすべてに該当する者 ・大学等又は高校等在学時に奨学金の貸与を受けた方 ・申請年度末時点で満30歳未満の方 ・荏崎市に住民基本台帳の登録があり、本市を生活の本拠地としている方 ・就業または起業している方、個人で農業を営む方またはその事業専従者 ・令和4年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方 ・他の制度による奨学金返還の助成金等を受けていない方 ・市税等及び奨学金の返還を滞納していない方	年度内に返還した奨学金の返還済額（繰上償還等による返還額は含まない）	・大学等在学時貸与の奨学金 年額上限20万円 ・高校等在学時貸与の奨学金 年額上限10万円	2,570	荏崎市奨学金返還支援事業助成金交付要綱
9	総合政策課	地域おこし協力隊起業支援等事業費補助金	定住人口対策、地域活性化に資する	地域おこし協力隊（着任後、3年目の隊員）	起業又は事業承継に要する経費	上限1,000千円	0	地域おこし協力隊起業支援等事業費補助金交付要綱
10	総合政策課	①空き家バンク登録者支援事業費補助金 ②空き家バンク成約者支援事業費補助金	定住人口対策のため	①空き家所有者 ②空き家バンク登録物件への入居者	①不動産登記等に要する経費 ②引っ越し費用等	1/2（上限100千円）	1,626	空き家バンク事業実施要綱
11	総合政策課	民間宅地開発事業奨励金	住宅用地の開発により、本市への移住及び定住を促進することで、人口流出の抑制を図るため	宅地開発を行う民間事業者	宅地開発事業	基本分 下水有20万円/区画 下水無15万円/区画 加算分 埋蔵文化財本調査実施 25万円/事業 道水路寄附分 2,000円/m 配水管寄附分 2万円/m （限度額：4,500千円/事業）	15,054	民間宅地開発事業奨励金支給規則

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
12	総合政策課	民間宅地開発事業土地提供者奨励金	住宅用地の開発により、本市への移住及び定住を促進することで、人口流出の抑制を図るため	宅地開発を行う民間事業者に土地を譲渡した者	宅地開発を行う民間事業者に譲渡した土地	土地売買価格の5% (限度額：1,000千円/人)	1,056	民間宅地開発事業土地提供者奨励金支給規則
13	総合政策課	移住支援金	移住・定住の促進および中小企業における人手不足の解消を図る	移住に係る要件を満たし、かつ、就業または企業に係る要件を満たす方	生活費の一部	・単身の場合：600千円 ・2人以上世帯の場合：1,000千円	7,500	移住支援金交付要綱
14	市民生活課	猫不妊去勢手術費助成金	猫の適正飼育や不必要な繁殖制限を推進し、地域の良好な生活環境を保全する	市内在住（18歳未満の者は除く）の猫の飼養者または地区長（自治会等の地域住民により管理されている猫に係る申請の場合に限る）	猫の不妊手術及び去勢手術経費	限度額 飼い猫又は野良猫 ・不妊手術（4千円） ・去勢手術（3千円） 地域猫（自治会等の地域住民により管理されている猫） ・不妊手術（8千円） ・去勢手術（6千円） この他、県補助金を活用した場合は以下の額 不妊手術（16千円） 去勢手術（11千円） ※いずれも野良猫、地域猫に限る	2,953	猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱
15	市民生活課	生ごみ処理機等購入費補助金	ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図る	市内在住の生ごみ処理機等購入者	処理機等1基あたり購入金額	1/2 生ごみ処理機（上限25千円） 生ごみ処理容器（上限3千円）	228	生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱
16	市民生活課	クリーンエネルギー普及促進事業費補助金	エネルギーの安定供給及び環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用促進を図るため	再生可能エネルギー及びクリーンエネルギー機器を新たに設置又は登録した者	設置または購入経費	限度額 ・家庭用リチウムイオン蓄電池：100千円 ※蓄電容量1kWhあたり10千円 端数切捨 ・FCV及びEV：100千円 ・PHV：50千円 ・e-bike：10千円	4,418	クリーンエネルギー普及促進事業費補助金交付要綱
17	市民生活課	火葬場使用料補助金	本市火葬場の火葬炉が改修等のため、市外の火葬場を使用した者の負担の軽減を図る	市外の火葬場を使用した者	火葬場使用料	市外の火葬場の使用料と市の火葬場の使用料との差額	0	火葬場使用料補助金交付要綱
18	長寿介護課	敬老祝金	長寿を祝福し、老人の福祉と敬老精神の昂揚を図る	市内に6ヶ月以上住所を有し、9月15日時点で満88歳の者	祝金	定額 (1人：10千円)	1,530	敬老祝金支給条例
19	長寿介護課	100歳祝い金	多年にわたり地域社会の発展に尽くしてきた100歳の長寿者を敬愛し、その功をねぎらう	市内に10年以上居住し、100歳に達した者	祝金	定額 (1人：100千円)	900	100歳祝金支給条例
20	長寿介護課	在宅ねたきり老人・認知症老人介護慰労金	介護慰労金を支給し、身体的・精神的な労苦をねぎらい、居宅介護を支援する	ねたきり高齢者又は認知症高齢者（入院・入所が3月未満）を介護している家族介護者（過去1年間に渡り、同居する家族）	介護慰労金	定額 (介護保険サービス未利用者 1人：年額60千円) (介護保険サービス利用者 1人：年額30千円)	1,080	在宅ねたきり老人・認知症老人介護慰労金支給条例
21	こども子育て課	祖父母孫等応援助成金	経済的安定と児童福祉の向上を図る	児童扶養手当受給対象でない者であって、申請前継続して1年以上市内に住所を有し、前年の所得が2,270千円以下の者で、当該児童と生計を同じくする父母以外の養育者	生活費等	定額 (月額1人10千円、1人増加毎に5千円加算)	120	祖父母孫家庭等応援助成金の支給に関する要綱
22	こども子育て課	ファミリーサポート利用助成金	地域における子育て支援、次世代育成支援の増進を図る	ファミリー・サポート・センターの利用者	保育・送迎の利用料	1/2 (上限：月額30千円)	1,217	ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱
23	こども子育て課	多子世帯応援補助金	認定こども園、幼稚園、保育園等における多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食費の減免を行う施設の設置者に対し、補助金を交付する	児童の保護者に対し給食費の減免を行う設置者	第2子以降の給食費（副食費）	定額 (月額1人4.5千円)	4,738	多子世帯応援補助金交付要綱

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
24	こども子育て課	私立幼稚園給食費補助金	私立幼稚園における保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食費の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付する	園児の保護者に対し給食費の減免を行う設置者	給食費（副食費）	定額 （月額1人4.5千円）	343	私立幼稚園給食費補助金交付要綱
25	こども子育て課	子育て世帯生活支援特別給付金	食費等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯に対する臨時的給付措置として、給付金を支給する	・令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入見込額等について要件を満たす者 ・令和5年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給の非課税受給者世帯	生活費等	定額 （対象児童1人50千円）	25,900	荏崎市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱 荏崎市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱
26	こども子育て課	やまなし子育て世帯生活支援特別給付金	物価高騰等の影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するため、国の生活支援特別給付金に、県独自の支援金として上乗せし、給付金を支給する	子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者	生活費等	定額 （対象児童1人50千円）	25,900	やまなし子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金
27	福 社 課	障がい者福祉タクシー等利用料金助成	障がい者等の行動範囲の拡大、社会参加を促進する	・在宅の障がい者手帳所持者 身体1,2級、療育A ※自動車税減免を受けていない者	利用料金の一部	定額 （1人660円×年24枚。人工透析者、身体障害者手帳1.2級で肢体もしくは視覚障害者は年36枚）	570	障がい者福祉タクシー等利用助成事業実施要綱
28	福 社 課	介助用自動車購入費補助金	車イスを使用する在宅の重度障害者等がリフト付き自動車を購入する際の改造費用及び購入経費の一部を補助することで福祉の向上に資する	下記と生計を一にする介助者 ・障害者手帳所持者 下肢・体幹機能障害1・2級 ・65歳以上 日常生活自立度B、C	改造経費または改造された自動車購入経費	2/3 （限度額400千円）	430	介助用自動車購入費等補助金交付要綱
29	福 社 課	障害者用自動車改造費補助金	重度障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することで福祉の向上に資する	在宅の障害者手帳所持者 上肢・体幹機能障害1・2級または下肢機能障害3級以上	自動車の改造に要する経費	10/10 （限度額100千円）	145	身体障害者用自動車改造事業費補助金交付要綱
30	福 社 課	成年後見等報酬助成金	成年後見人等に対する報酬を負担することが経済的に困難である者へその報酬の一部を助成することで福祉の向上に資する	成年後見制度利用者（知的・精神障がい者、認知症）で、生活保護又は本制度の助成を受けなければ成年後見制度を利用できない者	成年後見人等に対する報酬の一部	限度額 （年336千円）	240	成年後見制度利用支援事業実施要綱
31	福 社 課	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 【物価高騰対策】	物価高が続く中で低所得者世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	住民税非課税世帯	-	70,000円/世帯	264,510	荏崎市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱
32	福 社 課	くらし応援臨時特別給付金 【物価高騰対策】	物価高が続く中で住民税均等割のみ課税の低所得世帯への支援を行うことで、住民税均等割のみ課税世帯の方々の生活を維持する。	住民税均等割りのみ課税世帯	-	100,000円/世帯	11,200	荏崎市くらし応援臨時特別給付金支給事務実施要綱
33	福 社 課	障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金 【物価高騰対策】	物価高が続く中で物価高騰の影響を受けながらも障害福祉等のサービスを継続して提供している事業者に対して、安定的に事業が継続できるよう給付金による支援を行う。	障がい福祉サービス事業所	-	定額	6,600	補助金等交付規則
34	健康づくり課	妊娠時応援給付金	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦・子育て世帯等に対し給付金を交付することで出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため	出産応援給付金の申請時点（出産届出時点）で本市に住所を有する者に対して支給	妊娠1回につき1人当たり5万円	定額	7,550	荏崎市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱
35	健康づくり課	出産時応援給付金	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦・子育て世帯等に対し給付金を交付することで出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため	対象児童を養育する者のうち、子育て応援給付金の申請時点（出産後）で本市に住所を有する者に対して支給	児童1人につき5万円	定額	6,450	荏崎市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱
36	健康づくり課	高齢者インフルエンザ予防接種助成金	高齢者のインフルエンザの感染防止、発病予防、重症化防止を図る	高齢者（65歳以上）	インフルエンザワクチン接種費用	公告する額 （2,500円） ※生活保護の場合：全額補助	14,568	高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
37	健康づくり課	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成金	高齢者の肺炎の発症予防に資する	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳および60歳～65歳未満の心臓、じん臓もしくは呼吸器機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を持つ者のうち過去に一度も接種していない者	肺炎球菌ワクチン接種費用	1/2（限度額4千円） ※生活保護の場合：全額補助	1,297	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種実施要綱
38	健康づくり課	妊婦一般健康診査事業助成金	妊婦が定期健診を継続して受診できるよう経済的負担の軽減を図ることで福祉の向上に資する	委託医療機関等以外（県外等）で妊婦健診を受診した者	委託医療機関等以外で受診した妊婦健診に要した費用	定額 （1回6千円上限、14回分まで）	749	妊婦一般健康診査事業実施要綱
39	健康づくり課	産婦健康診査事業助成金	産婦の健康の保持及び増進並びに経済的負担の軽減に資する	委託医療機関等以外（県外等）で産婦健診を受診した者	委託医療機関等以外で受診した産婦健診に要した費用	定額 （1回5千円上限、2回分まで）		産婦健康診査事業実施要綱
40	健康づくり課	新生児聴覚検査事業助成金	新生児の聴覚障がい早期発見、早期支援及び保護者の経済的負担の軽減に資する	委託医療機関等以外（県外等）で新生児聴覚検査を受診した者	委託医療機関等以外で受診した新生児聴覚検査に要した費用	定額 （1回3千円上限）		新生児聴覚検査事業実施要綱
41	健康づくり課	不妊治療費補助金	不妊症の治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることで福祉の向上に資する	【～R2.12.31】 夫婦のいずれかが継続1年以上市内に住所を有し次のいずれにも該当 (1) 婚姻の届出をしている者 (2) 不妊症と診断され治療を受けている者 (3) 夫婦の合計所得が730万未満に限る (4) 夫婦いずれも市税等を滞納していない者 【R3.1.1～】 本人及び夫またはパートナーのいずれかが継続1年以上市内に住所を有し次のいずれにも該当 (1) 不妊症と診断され治療を受けている者 (2) 本人及び夫またはパートナーのいずれも市税等を滞納していない者	対象者が受けた、特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）に係る治療費、一般不妊治療（人工授精等）に係る治療費、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療に係る治療費	定額 特定不妊治療・一般不妊治療 （1年度200千円限度・5年まで） 男性不妊治療 （1年度50千円限度・5年まで）	3,405	不妊症対策支援事業実施要綱
42	健康づくり課	予防接種費用助成金	本市に住所を有する者が市外の医療機関で予防接種を受けた場合の費用を助成し、予防接種を受ける機会の確保を図る	本市に住所を有する被予防接種者又はその保護者で次のいずれかに該当 (1) 疾病、保護者の里帰り出産等のため、市外で予防接種を受けることが必要な場合 (2) 両親が離婚調停中等の理由により、県外に居住する場合 (3) 県外施設への入所等の理由により、県外に居住する場合	予防接種費用	10/10又は市と委託医療機関との間で締結されている予防接種委託料のいずれか少ない額	0	予防接種費の償還払に関する要綱
43	健康づくり課	予防接種再接種費用助成金	骨髄移植手術その他の医療行為により、既に接種した予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種をする必要があると認められる者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る	次のいずれにも該当する者の保護者又は被接種者本人 (1) 再接種を受ける日において、本市の住民基本台帳に記録されている者 (2) 骨髄移植手術その他の医療行為により、既に接種した定期の予防接種の予防効果が期待できず、かつ、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医師に判断された者 (3) 再接種を受ける日において、予防接種法施行規則第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあっては同表の下欄に規定する年齢に達するまでの者、それ以外の予防接種にあっては20歳未満の者 (4) 本市に納付すべき市税等を滞納していない者	予防接種再接種費用	再接種に要する費用の同額。（市の委託単価を上限）	18	定期予防接種再接種費用助成金交付要綱

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
44	健康づくり課	風しん等予防接種費用助成金	風しん等の予防接種費用の一部を助成することにより妊婦等への風しんの感染を防止するとともに感染の拡大を抑制する	風しんワクチン等を接種した本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 妊娠を予定又は希望している女性 (2) 妊娠している女性の配偶者 (3) 山梨県風しん抗体検査事業による検査結果、予防接種を勧められた者	予防接種費用	定額 風しん単独：3千円 風しん麻しん混合：5千円	15	風しん等予防接種費用助成金交付要綱
45	健康づくり課	骨髄等提供者者支援助成金	骨髄等の提供者の増加を図り、骨髄等の移植を推進するため	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者 (2) 骨髄等の提供を完了した日及び第4条に規定する申請を行う日において、本市の住民基本台帳に記録されている者 (3) 骨髄等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者 (4) 他の法令等に基づく骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者 (5) 市税等の滞納がない者	骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接に要した日数に1万円を乗じて得た額	1回の骨髄等の提供につき14万円を限度	0	骨髄等提供者者支援助成金交付要綱
46	健康づくり課	がん患者アピアランスケア支援助成金	がん治療に伴う外見変化を補完する補整具の購入費用について助成すること で、がん患者の生活の質の向上を図るため	次に掲げる要件を満たす者 (1) 助成金の申請時において、本市に住所を有する者 (2) がんの治療を受けた者又は現に受けている者 (3) 令和5年4月1日以降に、がんの治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した者 (4) 交付を受けようとする補整具の購入費用について、他の制度による助成等を受けていない者	次に補整具の購入費用 (1) ウィッグ（部分用ウィッグ、ヘアエクステンション及び頭皮保護用のネットを含む。）又は帽子（毛付きのものを含む。） (2) 乳房用の補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。） (3) 人工乳房及び乳頭（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。）	(1) ウィッグ 1回につき2万円を限度 (2) 乳房用の補整下着 1回につき2万円を限度 (3) 人工乳房及び乳頭 1回につき10万円を限度	80	荏崎市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱
47	産業観光課	消費者問題解決力強化事業費補助金	市内における振込詐欺等の被害防止に資する	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者 (1) 65歳以上の者が属し、かつ、市税等を滞納する者がいない世帯の世帯主又は世帯員 (2) その他市長が特に装置を必要と認める者	装置購入費	装置1台につき10千円（1世帯1台に限る）	240	特殊詐欺等抑止電話装置購入費助成要綱
48	産業観光課	農業近代化資金利子補給	経営改善や規模拡大のために利用する農業制度資金の借入金利負担を軽減し農業の推進を図る	農業制度資金を借入れた農業者	融資機関が農業者に貸し付けた農業経営近代化資金に対する利子分	定率 （年1分5厘以内）	0	農業経営近代化資金助成条例
49	産業観光課	農業経営基盤強化資金利子補給	経営改善や規模拡大のために利用する農業制度資金の借入金利負担を軽減し農業の推進を図る	農業制度資金を借入れた農業者	当該借入金残高に対する利子分	定率 （年利0.5%以内）	0	農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付規程
50	産業観光課	天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する助成	天災により被害を受けた農業者等が農業経営に必要な資金に対し、利子の助成及び損失補償をすること	梨北農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫	梨北農業協同組合が貸し付けた資金に対する利子分	・経営資金に対する利子：年5分5厘もしくは6分以内 ・事業資金に対する利子：年1分5厘以内	0	天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する助成条例
51	産業観光課	農業災害対策資金利子補助	暴風雨、豪雨、地震、降霜、低温又は降ひょう等の天災によって損害を受けた農業者に、利子補助を交付する	梨北農業協同組合	梨北農業協同組合が貸し付けた資金に対する利子分	1/1～12/31の各期間における融資残高の2%以内	0	農業災害対策資金利子補給要綱
52	産業観光課	新規狩猟者確保対策補助金	有害鳥獣による農作物被害、人的被害等の拡大及び有害鳥獣駆除対策従事者の減少に対応するため	新たに狩猟免許又は鉄砲所持許可を取得した者	①狩猟免許試験受験手数料 ②狩猟免許試験予備講習会受講料 ③射撃教習受講料	補助上限 ①：5,200円 ②：6,000円 ③：35,000円	137	新規狩猟者確保対策補助金交付要綱
53	産業観光課	新規就農者育成総合対策事業費補助金	持続可能な力強い農業を実現するために、青年の新規就農者及び経営継承者の増加を図る	新規就農者（原則50歳未満）	営農資金等	経営開始資金：1,500千円 夫婦：2,250千円 経営発展事業：事業上限1,000万～500万円	19,522	新規就農者育成総合対策実施要綱（国）

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
54	産業観光課	機構集積協力金交付事業補助金	担い手への農地の集積・集約化を加速させるため、中間管理機構に農地を貸し付けた農業者に対し協力金を交付する	要件を満たす農業者、所有者等	交付要件を満たす農地の合計面積	地域集積協力金：活用率により10アールあたり10千円から34千円 集約化奨励金：増加割合により10アールあたり10千円から30千円 経営転換協力金：10アールあたり10千円（上限250千円/1戸）	2,010	農地集積・集約化対策事業実施要綱（国）
55	産業観光課	荒廃農地再生事業費補助金	市内の荒廃農地を作物生産の再開ができるほ場にすることで、農業の担い手となる者の経営規模の拡大又は新規農業者の参入を支援するとともに、本市の農業の振興を図る	要件を満たすほ場を有する者	雑木等の伐採、処分費等	100千円/10アール以内	178	荒廃農地再生事業費補助金交付要綱
56	産業観光課	農業災害緊急支援事業補助金	農作物が甚大な被害にあった場合において、専門的な知見を有する者が、農作物の腐敗、病虫害の発生等の二次被害を防ぐため、農作物に散布することが必要であると認めた薬剤を購入するための経費を補助し、農業災害による二次被害の未然防止、被害の軽減、拡大防止等を図る。	市内に住所を有する農業者等	薬剤	補助対象経費の3/10	1,363	荏崎市農業災害緊急支援事業補助金交付要綱
57	産業観光課	就農支援リース事業費補助金	新規就農者を確保するため、親族が経営する農業経営体に就農した農家子弟に対して、規模拡大による初期負担を軽減し、経営の早期安定に資する	事業対象者（※①～③すべてを満たす人） ①三親等以内の親族の農業経営体に55歳未満で就農した農家子弟 ②認定新規就農者又は認定農業者 ③農地中間管理機構から所定の面積の農地を借り、今後も規模拡大していく計画を立てていること	農家子弟が経営規模の拡大を図るために必要な農業用機械等をリース方式で導入する際の当該農業用機械等の取得費用の一部	取得価格（税別）の1/3	0	就農支援リース事業者補助金交付要綱
58	産業観光課	森林整備事業補助金	荒廃が進み森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できない市内の民有林を整備し、災害対策、獣害対策等に資する	森林所有者、森林組合、自治会等	間伐、枝払い等	9/10以内（限度額1,000千円/施業地） 緩衝帯整備のうち、地域計画策定に向けた話し合いを経た上で獣害対策を目的とした整備のみ 補助率10/10（限度額4,000千円/施業地）	6,353	森林整備事業費補助金交付要綱
59	産業観光課	若者定住就職奨励金	移住定住促進を図る	次の要件を満たしている者 (1) 異動日において45歳未満 (2) 異動日前1年以上継続して市外に居住 (3) 就職した日、起業した日又は異動日のうち最も遅い日後1年以上継続して本市に定住 (4) 異動日前60日から異動日後1年以内にまでに市内の事業所に正社員として就職している等	生活費の一部	定額 100千円	800	若者定住就職奨励金支給条例
60	産業観光課	若者定住就職者家賃助成金	移住定住促進を図る	次の要件を満たしている者 (1) 転入日において45歳未満の者 (2) 市内の事業所において現に就業している者 (3) 定住の意思をもって異動日から継続して3月を超えて本市に住所を有する者 (4) 市内の民間賃貸住宅に居住し、当該民間賃貸住宅の家賃を支払う者	家賃から住居手当を控除した額	1/2 （上限：月額20千円）	1,320	若者定住就職者家賃助成金交付要綱
61	産業観光課	男性の育児休業取得促進事業奨励金	男性の子育て参加促進支援	事業主・男性労働者	3歳未満の子を持つ男性労働者が育児休業を取得した場合の奨励金	事業所 30万円（年度内1回まで） 個人 5万円（一人の子につき1回まで）	50	男性の育児休業取得促進事業奨励金支給要綱
62	産業観光課	地域おこし協力隊起業支援等事業費補助金	荏崎市地域おこし協力隊の起業又は事業承継を支援するとともに、本市への定住及び市の活性化を図る	本市に住所を有し、市内で起業又は事業承継をする地域おこし協力隊で、任期終了の日から起算して全年以内か任期終了の日から1年以内のいずれかに該当する者	荏崎市地域おこし協力隊が起業又は事業承継に要する経費	上限1,000千円	1,000	地域おこし協力隊起業支援等事業費補助金交付要綱

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
63	産業観光課	親元就農者経営安定支援事業補助金	親元に就農した新規の農家子弟を支援し、経済的な不安を解消することで地域農業の振興を図る。	三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟	営農資金等	定額 1,000千円	1,000	親元就農者経営安定支援事業補助金交付要綱
64	営繕住宅課	持家住宅定住促進助成金	定住の促進と人口の増加を図る	(1) 本市に自らが定住することを目的として住宅の取得をした世帯 (2) 住宅の取得をした後6月以内に当該住宅を居住の用に供した世帯	住宅取得経費	定額 新築：300千円 中古：200千円 加算額 子育て世帯：18歳以下の子ども1人につき100千円 転入世帯：300千円	57,550	持家住宅定住促進助成金交付要綱
65	営繕住宅課	転入者及び新嫁家庭定住促進住宅家賃助成金	転入を促進し、定住人口の増加を図る	定住促進住宅に入居（本市へ転入）し、要件に該当する者	転入した日から2年間の家賃	定額 月額10千円 ※月額家賃の減額対応	-	転入者及び新嫁家庭定住促進住宅家賃助成金交付要綱
66	営繕住宅課	アスベスト飛散防止対策補助金	既存建築物のアスベスト改修事業を実施することでアスベストの飛散を防止する	補助対象建築物の所有者	アスベスト含有調査、除却工事等	調査事業 10/10（上限額：250千円） 除却等事業 2/3（上限額：4,000千円）	0	アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱
67	営繕住宅課	木造住宅耐震改修費補助金	耐震性の高い住環境の整備に資する	耐震診断において、倒壊の危険性があると判断された住宅所有者	①耐震診断において、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震補強工事費 ②危険ブロック塀の除去費	①耐震改修・建替工事 80%（上限：1,400千円） ②ブロック塀除去費 2/3（上限200千円）	4,821	木造住宅耐震化事業費補助金交付要綱
68	営繕住宅課	木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金	地震による木造住宅の倒壊から生命を守る	耐震診断において、倒壊の危険性があると判断された住宅所有者	耐震診断において、倒壊の危険性があると判断された住宅に耐震シェルターを設置する費用	2/3 （上限：240千円）	0	木造住宅耐震化事業費補助金交付要綱
69	営繕住宅課	木造住宅解体工事費補助金	耐震性の高い住環境の整備に資する	木造住宅の所有者	耐震診断において、総合評点が0.7未満と診断される等、要件を満たす住宅の解体工事費	1/10又は100千円のいずれか少ない額	0	木造住宅解体工事費補助金交付要綱
70	営繕住宅課	避難路沿道建築物耐震診断費補助金	緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進し避難路や緊急車両の通行路の確保を図る	通行の障害となる耐震不適格建築物の所有者	耐震診断に要する経費	補助対象経費の額 上限：1,000㎡以内 3,670円/㎡以内 1,000㎡超2,000㎡以内 1,570円/㎡以内 2,000㎡超 1,050円/㎡以内	2,497	災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱
71	営繕住宅課	避難路沿道建築物耐震改修設計費補助金	緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進し避難路や緊急車両の通行路の確保を図る	通行の障害となる耐震不適格建築物の所有者	耐震設計に要する経費	補助対象経費の5/6以内 上限：1,000㎡以内 2,100円/㎡以内 1,000㎡超2,000㎡以内 1,570円/㎡以内 2,000㎡超 1,050円/㎡以内	0	災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱
72	営繕住宅課	避難路沿道建築物耐震改修費補助金	緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進し避難路や緊急車両の通行路の確保を図る	通行の障害となる耐震不適格建築物の所有者	耐震改修、建替え、除却に要する経費	補助対象経費の11/15以内 上限：住宅（木造）13,700円/㎡以内 住宅（非木造）34,100円/㎡以内 住宅以外51,200円/㎡以内 1s値が03未満56,300円/㎡以内	0	災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱
73	上下水道課	浄化槽普及事業費補助金	下水道事業認可区域外的生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する	合併浄化槽設置者	合併浄化槽設置費	補助率：4/10 上 限：5人槽まで 332千円 7人槽まで 414千円 50人槽まで 548千円	13,194	浄化槽普及事業費補助金交付要綱
74	教 育 課	中学校自転車通学用ヘルメット購入費補助金	ヘルメット購入費を一部補助することにより経済的負担の軽減を図る。	自転車で通学をしている生徒の保護者	ヘルメット本体の購入費	補助対象経費の1/2以内 上限2,000円	44	荏崎市立中学校通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱
75	教 育 課	小学校バス通学費補助金	通学費を一部補助することにより経済的負担の軽減を図る	民営バス（定期券を利用）で通学する児童の保護者	通学に要する経費（年2回支給）	定期券購入額の6月当たり10,800円を超える額	42	小学校バス通学費補助金交付要綱
76	教 育 課	中学校遠距離通学費補助金	通学費を一部補助することにより経済的負担の軽減を図る	通学距離が3.5km以上の生徒の保護者	・バス、電車通学 ：定期券購入額の一部（年2回支給） ・自転車通学 ：自転車購入費の一部（3年間で1回支給）	・バス 3.5km以上：6ヵ月当たり10,800円 年間21,600円を上回る金額 新府駅利用：50%、穴山駅利用：60% ・電車 3.5km以上：20千円 ・自転車	1,564	中学校遠距離通学費補助金交付要綱

荏崎市補助費一覧

1-① 施策推進補助（市民）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
77	教 育 課	中学生検定料助成金	生徒の学力・学習意欲の向上を図るとともに、検定料を助成することにより経済的負担を軽減する	市立中学校に在籍する生徒の保護者	公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の3級以上の受検費用	検定料の全額	280	市立中学生検定料助成金交付要綱
施策推進補助（市民） 計							551,251	※決算額は四捨五入

荏崎市補助費一覧

1-② 施策推進補助（民間業者）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 （千円）	根拠例規
1	総合政策課	赤字バス路線維持対策事業補助金	市内を運行する民間の赤字バス路線を維持し、公共交通を確保をする	路線バス事業者	バス運行における経常損益の欠損金	全額 （欠損金）	23,446	バス路線維持費補助金交付要綱
2	総合政策課	市民バス運行車両購入補助	路線バスが廃止された場合において、市民バスを運行することにより、地域住民の生活に不可欠なバス路線を維持するため	市民バス運行委託業者	市民バス購入費用	補助対象車両費の1/2 （限度額：4,500千円/台）	0	市民バス運行車両購入費補助金交付要綱
3	総合政策課	民間宅地開発事業奨励金	住宅用地の開発により、本市への移住及び定住を促進することで、人口流出の抑制を図るため	宅地開発を行う民間事業者	宅地開発事業	基本分 下水有20万円/区画 下水無15万円/区画 加算分 埋蔵文化財本調査実施 25万円/事業 道水路寄附分 2,000円/㎡ 配水管寄附分 2万円/㎡ （限度額：4,500千円/事業）	5,248	民間宅地開発事業奨励金支給規則
4	こども子育て課	保育所等特別保育事業推進費補助金	保護者が安心して子育てできる環境整備を推進する	民間保育所等	1歳児保育事業経費	8,200円（月額・1歳児1人あたり）	2,550	保育所等特別保育事業推進費補助金交付要綱
5	こども子育て課	民間保育所等施設整備費補助金	保護者が安心して子育てできる環境整備を推進する	民間保育所等	保育所等整備交付金交付要綱に規定する保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費	交付基準額と当該施設整備事業に要した経費の少ない額の3/4	0	民間保育所等施設整備費補助金交付要綱
6	こども子育て課	民営化保育施設用地水害対策高上整備費補助金	保護者が安心して子育てできる環境整備を推進する	民間保育所等	施設用地水害対策高上に係る工事費、設計費	10/10（上限 50,000千円）	37,015	補助金等交付規則
7	こども子育て課	民間保育所等事業費補助金等	保護者が安心して子育てできる環境整備を推進する	民間保育所等	障がい児保育、延長保育等に係る経費	障がい児保育（特別扶養手当対象者74千円/人、左記以外37千円/人） 延長保育等（県基準額）	3,589	民間保育所等運営費補助金交付要綱 民間保育所等事業費補助金交付要綱
8	健康づくり課	分べん取扱施設助成補助金	市民が身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため	市内に産婦人科医院の開設等をしようとする医師又は医療法人	産婦人科医院設置に係る土地取得、家屋改修費、賃借料、医療機器取得費	・土地家屋取得費・改修費 1/2以内、土地家屋等賃借料 1/2以内（上限：合算額の30,000千円） ・医療機器等取得費 1/3以内、医療機器等リース料 1/2以内（上限：合算額の10,000千円）	0	分べん取扱施設誘致助成要綱
9	長寿介護課	社会福祉法人利用者減免補助金	社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担の軽減を図る	山梨県に事業実施登録をした社会福祉法人	低所得者で生計が困難な者が負担した額（介護サービス利用料（1割負担）、食費、居住費）	補助対象経費×1/4	445	社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業実施要綱
10	産業観光課	活力ある水田農業支援事業費補助金（県）	生産調整を円滑に推進する	農事組合法人等	農業用機械を導入するための費用	事業費の1/2	0	活力ある水田農業支援事業費補助金交付要綱（県）
11	産業観光課	やまなし未来農業応援事業費補助金（県）	CO2の削減に向けた取り組み	農協等	地球温暖化対策につながる、農業分野での脱炭素化を進めるために必要な機械、設備等の整備	事業費の1/2	0	やまなし未来農業応援事業費補助金交付要綱（県）
12	産業観光課	雪害対策事業費補助金	雪害による被災農業者の負担軽減に資する	被災農業者に資金を融通する金融機関	雪害対策のための融資に係る利子	2.0%以内	33	雪害対策資金利子補給補助金交付要綱

韭崎市補助費一覧

1-② 施策推進補助（民間業者）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
13	産業観光課	ワイン原料用ぶどう栽培棚等 設置事業費補助金	韭崎産ワインの産地化に資するため、 ワインの原料である醸造用ぶどうの生 産の拡大を図る	次のいずれかに該当する者 ・本市に事業所を有するワイン製造業 者と醸造用ぶどうの栽培契約を締結し ているもの（見込み有含む） ・梨北農業協同組合を通じて市内ワイ ナリーに醸造用ぶどうを出荷している もの（見込み有含む） ・市内ワイナリーで、本市に園場を有 する者と醸造用ぶどうの栽培契約を締 結しているもの	醸造用ぶどうを新植するための棚、垣 根等の設置に要する費用	垣根式：1/3以内（補助上限200千円/10アール） 平棚式：1/3以内（補助上限400千円/10アール）	1,352	ワイン原料用ぶどう栽培棚等設置事業 費補助金交付要綱
14	産業観光課	ワイナリー整備事業費補助金	ワイナリーの整備を促進することにより ワイン産業の発展及び地場産業の振 興と地域の活性化、更に雇用機会の拡大 を図る	・市内にワイナリーを新設予定者で酒 類製造免許を取得する見込みのある 者。 ・市内に自己のワイナリーを有する者 で、酒類製造免許を取得している者。	①ワイナリーの新築又は醸造設備を新規 に導入する事業 ②ワイナリーを増築し、醸造設備を新規 に導入する事業 ③醸造設備を新規に導入する事業	2/3 ①補助上限（ワイナリーの新設：300万円、醸 造設備の導入：200万円） ②補助上限（ワイナリーの増設：150万円、醸 造設備の導入：200万円） ③補助上限（200万円）	6,548	ワイナリー整備事業費補助金交付要綱
15	産業観光課	果樹新植苗購入費補助金	新苗を購入した果樹農家に対し補助する ことで果樹生産の振興を図る	果樹生産者から一括委任を受けた梨北 農業協同組合	ぶどう1（シャインマスカット派生品種） 新植苗購入本数 2本以上の購入費用 ぶどう2（巨峰） 新植苗購入本数 5本以上の購入費用 ぶどう3（ぶどう1及びぶどう2以外の 品種）もも、かき、りんご、すもも 又はさくらんぼ 新植苗購入本数 10本以上の購入費用	ぶどう1（シャインマスカット派生品種） 購入費用の2/3を補助（1,000円未満切捨て） ぶどう2（巨峰） 購入費用の1/2を補助（1,000円未満切捨て） ぶどう3（ぶどう1及びぶどう2以外の品種） もも、かき、りんご、すもも又はさくらんぼ 購入費用の1/4を補助（1,000円未満切捨て）	1,937	果樹新植苗購入費補助金交付要綱
16	産業観光課	農業保険加入推進事業費補助金	国と果樹農家が掛金を出し合っている 公的保険制度の農家分掛金を一部補助 することで果樹生産の振興を図る	加入農家から一括委任を受けた山梨県 農業共済組合	農家の収入保険、果樹・園芸施設共済 掛金	1/3以内	2,102	農業保険加入推進事業費補助金交付要 綱
17	産業観光課	企業立地支援金	市内への企業立地の促進し、産業の振 興と雇用機会の拡大を図る	新たに市内において土地又は借地権を 取得し、事業の用に供する工場等を設 置又は拡張し、雇用を創出し操業を継 続する見込がある企業	生産等に関わる建物・構築物・償却資 産の固定資産、法人市民税	固定資産、都市計画税 10/10 法人税 1/2 （上限：20,000千円/年 3年間）	0	企業立地支援条例
18	産業観光課	企業立地助成金	市内への企業立地の促進し、産業の振 興と雇用機会の拡大を図る	新たに市内において土地又は借地権を 取得し、事業の用に供する工場等を設 置又は拡張し、雇用を創出し操業を継 続する見込がある企業	生産等に関わる建物、構築物、償却資 産の投下固定資産	投下固定資産（土地取得費を除く）2% R2.6月優遇措置～ 投下固定資産（土地取得費を除く）0.5～1%+ 加算	90,865	企業立地支援条例
19	産業観光課	小規模企業者小口資金融資保証料補助金	小規模企業者の経営の安定を図る	市内小規模事業者	小規模企業者の普通、緊急資金の保証 料の一部	1/4	0	小規模企業者小口資金融資促進条例
20	産業観光課	小規模企業者小口資金利子補給金	融資を受けた小規模企業者に対し借入 の負担軽減を図る	小規模企業者小口資金のうち普通資金 の融資を受けた市内小規模事業者で市 税等の滞納がない者	融資を受けた際の利子	約定利子額の30%（限度額100千円）	0	小規模企業者小口資金利子補給金交付 要綱
21	産業観光課	信用保証協会保証料助成金	市内中小企業の経営の円滑化を図る	市内商工業者 （※商工会会員であること）	山梨県信用保証協会保証料	定率 保証料の50%（限度額500千円）	0	小規模商工業者事業資金利子補給及び 保証料助成要綱
22	産業観光課	小規模商工業者事業資金利子補給金	市内中小企業の経営の円滑化を図る	市内商工業者 （※商工会会員であること）	融資を受けた際の利子	約定利子額の30%（限度額100千円）	0	小規模商工業者事業資金利子補給及び 保証料助成要綱

荏崎市補助費一覧

1-② 施策推進補助（民間業者）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
23	産業観光課	起業支援補助金	雇用機会の拡大による地域経済の活性化を図る	市内に住所を有する起業家で次のいずれにも該当する者 （１） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 （２） 山梨県信用保証協会の定める保証対象業種の事業を行う者 （３） 市町村税及び市町村の税外収入金に滞納がない者	新規起業準備補助金：新規の起業のために直接的に必要となる事業所の改修費及び新規の起業のために直接的に必要となる設備、備品、車両、その他附属設備の取得費 空き事業所賃貸借料補助金：起業開始から1年間以内の空き事業所の賃借料	新規起業準備補助金：1/2 （100㎡未満限度額500千円） （100～200㎡未満限度額1,000千円） （200㎡以上限度額2,000千円） 空き事業所賃貸借料補助金：1/2 （100㎡未満限度額月額50千円） （100㎡以上限度額月額100千円）	11,236	起業支援補助金交付要綱
24	産業観光課	小規模事業者店舗改修費補助金	小規模企業者の経営の安定の促進及び経営革新を支援し、商工業の振興を図る	市内の小規模事業者で次のいずれにも該当する者 （１） 荏崎市商工会又は商店会に加入している者 （２） 市税等に滞納がない者	小売業等を営む小規模事業者の経営・改善、機能強化・向上及び事業拡大を目的とした店舗等改修費	当該経費の1/2（限度額500千円）	338	小規模事業者店舗等改修費補助金交付要綱
25	産業観光課	オープンファクトリー事業補助金	市内に本社事業所を置く企業が工場等を一斉公開し、工場見学や体験イベントを通じてモノづくりの魅力を発信することにより商工振興を図る	荏崎市商工会	ものづくりの魅力を発信する事業に要する経費	定額（予算に定める額）	400	商業団体等事業費補助金交付要綱
26	産業観光課	女性活躍企業応援事業奨励金	職場における男女共同参画の推進のため、女性の活躍推進及び女性の働きやすい職場環境づくりの実現に向け積極的に取り組む事業者を支援する	本市に対する市税等の納付義務のある事業者	えるぼし、くるみん、えるみん認定の取得に対する奨励金	定額（1事業者 100千円）※1回まで	100	荏崎市女性活躍企業応援事業奨励金支給規則
施策推進補助（民間業者） 計							187,204	※決算額は四捨五入

荏崎市補助費一覧

2-① 運営費補助（市民団体）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 （千円）	根拠例規
1	総務課	地区運営費交付金	地区が行う地域活動の推進、自治組織の育成を図る	市内99地区	活動費、事業運営費（生活安全活動、環境美化活動、親睦交流活動、社会福祉活動、情報伝達活動など）	・地区割 101世帯以上4千円、100世帯以下2千円 ・世帯割 200円/世帯 ・文書配布業務 530円/世帯 ・道水路維持・清掃活動 10千円/地区 ・リサイクル・美化活動 10千円/地区	9,111	地区運営交付金交付要綱
2	総務課	交通安全協会補助金	地域交通安全の啓蒙普及を図る	甲斐荏崎交通安全協会	交通安全啓蒙活動全般経費	定額 420千円（14地区×30千円）	420	補助金等交付規則
3	総務課	自衛隊協力会補助金	自衛隊の活動に理解を深める	荏崎市自衛隊協力会	自衛隊関連施設等への視察研修費用	定額 （24千円）	0	補助金等交付規則
4	長寿介護課	戦没者遺族会補助金	戦没者遺族会の運営費を補助することで福祉の向上を図る	荏崎市戦没者遺族会	活動費	定額 （40千円）	40	社会福祉団体補助金交付要綱
5	長寿介護課	峡北地区保護司会補助金	峡北保護区保護司会の運営費を補助することで福祉の向上を図る	峡北保護区保護司会	活動費	定額 （75千円）	74	社会福祉団体補助金交付要綱
6	福祉課	身体障害者福祉会補助金	障がい者の家族支援を目的とする会の運営費を補助することで福祉の向上を図る	身体障害者福祉会	活動費	定額 （100千円）	100	社会福祉団体補助金交付要綱
7	福祉課	手をつなぐ育成会補助金	障がい者の家族支援を目的とする会の運営費を補助することで福祉の向上を図る	手をつなぐ育成会	活動費	定額 （20千円）	20	社会福祉団体補助金交付要綱
8	こども子育て課	子ども食堂活動費補助金	こども食堂の整備にあたり、第三の居場所となる活動拠点に係る費用を補助することで、多様な居場所づくりの推進を図る	NPO法人にららん	備品購入費	定額 （予算の定めるところによる）	226	補助金等交付規則
9	健康づくり課	荏崎市医師会補助金	市民の健康保持、増進に資するため	荏崎市医師会	活動費	定額 （700千円）	700	医師会・歯科医師会事業費補助金交付要綱
10	健康づくり課	荏崎市歯科医師会補助金	市民の健康保持、増進に資するため	荏崎市歯科医師会	活動費	定額 （350千円）	350	医師会・歯科医師会事業費補助金交付要綱
11	産業観光課	北巨摩農業士会補助金	農業自立を志向する若い農業後継者に対し、農業振興の先導的農業経営の実践で学び得た成果を普及させるため	北巨摩農業士会	活動費	指導農業士（40～60歳） 10千円/人 青年農業士（40歳以下） 15千円/人	90	補助金等交付規則
12	教育課	地区公民館運営費補助金	生涯学習による特色あるまちづくりを推進するため	地区公民館	活動費	定額 荏崎 500千円 他地区 300千円	6,035	生涯学習振興費補助金交付要綱
13	教育課	ジュニアコーラス活動支援補助金	荏崎シティジュニアコーラスへの活動費を補助する	荏崎シティジュニアコーラス	活動費	定額 （30千円）	30	生涯学習振興費補助金交付要綱
14	教育課	史跡愛護少年団補助金	史跡環境の管理活動を地域市民と小中学生と協働で推進するため	史跡愛護少年団体	活動費	定額 （1団体：14千円）	0	生涯学習振興費補助金交付要綱
運営費補助（市民団体）							17,196	※決算額は四捨五入

荏崎市補助費一覧

2-② 運営費補助（外郭団体等）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	長寿介護課	社会福祉活動専門員設置費補助金	地域福祉推進事業における社会福祉協議会への人件費を補助することで福祉の向上を図る	荏崎市社会福祉協議会	人件費	定額 (予算の定めるところによる)	21,910	社会福祉協議会事業費補助金交付要綱
2	長寿介護課	中核機関体制整備事業費補助金	社会福祉協議会に専門職（社会福祉士）を配置するための人件費を補助することで権利擁護支援の推進を図る	荏崎市社会福祉協議会	人件費	定額 (予算の定めるところによる)	0	荏崎市成年後見制度中核機関設置要綱
3	産業観光課	商工会運営費補助金（経営改善普及事業）	商工会会員に対する経営支援や市内商工業者の振興を図る	商工会	人件費、事業費、運営費	定率 (山梨県商工会連合会からの荏崎市商工会への補助金交付額の20%以内)	6,612	商業団体等事業費補助金交付要綱
4	教 育 課	教育研究会補助金	学校教育の推進、教職員の資質向上を図る	荏崎市教育研究会	教具費、資料代、講師料	定額 (予算の定めるところによる)	510	教育研究会補助金交付要綱
5	教 育 課	文化協会補助金	各種文化活動の推進、市民文化の向上を図る	荏崎市文化協会	活動費	定額 (予算の定めるところによる)	285	生涯学習振興費補助金交付要綱
6	教 育 課	武田の里文化振興協会運営事業補助金	市民の文化意識の高揚、地域文化の発展を図る	一般財団法人武田の里文化振興協会	人件費、運営費	定額 (予算の定めるところによる)	8,183	武田の里文化振興協会事業費補助金交付要綱
運営費補助（外郭団体等） 計							37,500	※決算額は四捨五入

菲崎市補助費一覧

2-③ 運営費補助（市事務局団体）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	総務課	地区長連合会運営費交付金	地区長連合会と連携を行う活動に対して交付金を交付することで地区活動の推進を図る	地区長連合会	運営費	定額 (予算の定めるところによる)	137	地区運営交付金交付要綱
2	総務課	消防団運営費補助金	消防団業務の円滑な遂行のため	韭崎市消防団	活動費	10/10	2,983	補助金等交付規則
3	総務課	女性消防協力隊運営費補助金	女性消防協力隊活動の円滑な遂行のため	女性消防協力隊	活動費	10/10	300	補助金等交付規則
4	総合政策課	女性団体連絡協議会補助金	男女共同参画社会の推進のため	女性団体連絡協議会	活動費	定額 (予算の定めるところによる)	9	補助金等交付規則
5	長寿介護課	シニアクラブ育成事業補助金	高齢者の社会参加及び長寿社会づくりの促進を図る	韭崎市シニアクラブ連合会	運営費	定額 (予算の定めるところによる)	2,108	山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱
6	福祉課	心身障害児者父母の会補助金	障がい者の家族支援を目的とする会への運営費を補助することで福祉の向上を図る	心身障害児(者)父母の会	施設利用料、研修費	定額 (20千円)	20	社会福祉団体補助金交付要綱
7	教育課	韭崎市体育協会補助金	各種スポーツ競技の普及、地域スポーツの振興を図る	韭崎市体育協会	活動費	定額 (予算の定めるところによる)	4,161	補助金等交付規則
運営費補助(市事務局団体)							9,718	※決算額は四捨五入

荏崎市補助費一覧

3-① 事業費補助（市民団体）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	総合政策課	地域まちづくり活動補助金	まちづくり活動を実践する市民、団体、事業者の育成を図る	市民団体	申請のあった市民団体が行うまちづくり活動に係る経費	・立ち上げ支援部門 事業費の9/10（限度額：300千円） ・一般事業枠 事業費の9/10（限度額：1年目500千円、2年目400千円、3年目300千円） ・テーマ型事業枠 事業費の1/2～2/3（限度額：50万円） ・学生枠 事業費の9/10（限度額：20万円）	1,570	荏崎市地域まちづくり活動補助金交付要綱
2	長寿介護課	戦没者遺族会沖縄墓参補助金	戦没者遺族会の運営費を補助することで福祉の向上を図る	荏崎市戦没者遺族会	事業費	定額	0	社会福祉団体補助金交付要綱
3	長寿介護課	地域福祉活動実践事業補助金	地域福祉の向上を図る	みんなで支える地域福祉推進協議会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	0	地域福祉活動補助金交付要綱
4	長寿介護課	老人福祉センター利用者減免負担金	利用料免除により福祉の向上を図る	社会福祉団体、公共的団体	老人福祉センター利用料	10/10	95	老人福祉センター条例
5	産業観光課	中山間地域直接支払制度補助金	農業生産条件が不利な中山間地域において、集落内での農地及び農道・水路等の適正な管理を図る	中山間地域協定集落	農地及び農道・水路の維持管理経費	・特認地域 国1/3 県1/3 市1/3 ・法指定地域 国1/2 県1/4 市1/4 交付単価 16,800円/10a	30,895	中山間地域等直接支払交付金等実施要領（国）
6	産業観光課	環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止、生物多様性保全などの環境保全型農業を推進する	農業者団体	農業生産活動に要する経費	交付単価 5,000円/10a（草生栽培） 国1/2 県1/4 市1/4	522	環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（国）
7	産業観光課	市外発信観光イベント補助金	本市への誘客促進を図る	・町、地区単位の住民が総意で開催するイベントの実施団体 ・その他非営利団体で市長が適当と認めるもの	イベントのうち特殊事情が認められる経費	定額 (上限1団体90千円)	180	市外発信型観光イベント事業費補助金交付要綱
8	建設課	多面的機能支払制度補助金	農地・農業用水路の資源保全活動、施設の機能診断等により施設の長寿命化を図る	地域の環境保全会	活動費	定額 田： （農地維持）30千円/ha （資源向上（共同））15～24千円/ha （資源向上（長寿命化））36.6～44千円/ha（基本単価） 畑： （農地維持）20千円/ha （資源向上（共同））9～14.4千円/ha、 （資源向上（長寿命化））16.6～20千円（基本単価）	35,785	多面的機能支払交付金実施要綱（国）
9	建設課	除雪対策助成金	ライフラインの安全確保を図る	地元地区	除雪経費	定額 20千円/km 20千円/地区 (積雪30cm以上で、人力による除雪が困難な場合)	0	市道関係除雪緊急対策補助金交付要綱
10	教育課	P T A連合会活動費補助金	市内小中学校単位P T Aの連絡と協調を図る	荏崎市P T A連合会	教育講演会、研修会経費	定額 (予算の定めるところによる)	0	P T A連合会活動費補助金交付要綱
11	教育課	全国大会等出場費補助金	関東大会及び全国大会等に出場する一部経費及びその他校外活動に係る一部経費を補助し、教育の振興を図る	市内各中学校	各種大会に登録した生徒及び引率者の旅費、宿泊代及びその他教育長が必要と認める経費	10/10	3,147	市立中学校生徒の全国大会等出場費補助金交付要綱

荏崎市補助費一覧

3-① 事業費補助（市民団体）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
12	教 育 課	校外活動費補助金	校外活動支援を行うことにより、学校教育の振興を図る	市内各小中学校	校外活動に必要な児童生徒及び教職員に係る経費 修学旅行の引率に必要な教職員等に係る経費	定額 (予算の定めるところによる)	7,427	学校校外活動等補助金交付要綱
13	教 育 課	地区生涯学習推進事業補助金	生涯学習の普及、促進を図る	地区公民館及び分館	生涯学習推進の集い、生涯学習まちづくり学習会開催経費	定額 荏崎 80千円 他地区 73千円 分館 15千円	1,600	生涯学習振興費補助金交付要綱
14	教 育 課	地区公民館分館建設費補助金	地区公民館分館施設の設備拡充により地域の社会教育振興を図る	分館建設地区	地区が建設する分館の本工事費及び付帯工事費	定額 40㎡以上65㎡未満 2,800千円 65㎡以上90㎡未満 3,300千円 90㎡以上 3,900千円	0	地区公民館分館建設費補助金交付要綱
15	教 育 課	武田八幡宮防災保守点検補助金	本市の歴史遺産である国指定文化財武田八幡宮の適切な状態を、所有者と共に維持し、継承する	武田八幡宮	防災保守点検の経費	1/4	20	文化財保護条例
16	教 育 課	国指定文化財保存事業補助金	本市の歴史遺産である国指定文化財の適切な状態を、所有者と共に維持し、継承する	国指定文化財所有者	国指定文化財の保護（保存・活用）に関する経費	8.75/10	0	文化財保護条例
17	教 育 課	県指定文化財保存事業補助金	本市の歴史遺産である県指定文化財の適切な状態を、所有者と共に維持し、継承する	県指定文化財所有者	県指定文化財の保護（保存・活用）に関する経費	2.5/10以内	0	文化財保護条例
18	教 育 課	市指定文化財保存事業補助金	本市の歴史遺産である市指定文化財の適切な状態を、所有者と共に維持し、継承する	市指定文化財所有者	市指定文化財の保護（保存・活用）に関する経費	1/2	311	文化財保護条例
19	教 育 課	文化ホール利用者減免補助金	文化活動の促進を図る	市内保育園又は幼稚園、小・中・高等学校	施設利用料	1/2	482	文化ホール条例施行規則
20	教 育 課	各種大会出場補助金	関東大会及び全国大会等に出場する選手や団体へ一部経費を補助することで、スポーツの振興を図る	大会出場団体及び個人	交通費、宿泊代	1/2（上限は次のとおり。） 関東・甲信越・静岡 10千円/人 北海道・九州・沖縄 20千円/人 上記以外の地域 15千円/人	741	スポーツ競技大会出場補助金交付要綱
21	教 育 課	サッカーのまちづくり事業費補助金	本市のスポーツ文化であるサッカーの振興と市民文化として地域の教育、観光及び商業など多様な視点から地域の活性化を図る	荏崎市サッカー協会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	3,769	補助金等交付規則
22	教 育 課	コミュニティ助成事業補助金	地域コミュニティの振興を図る	自治会	備品購入費	定額 (予算の定めるところによる)	0	補助金等交付規則
事業費補助（市民団体） 計							86,544	※決算額は四捨五入

荏崎市補助費一覧

3-② 事業費補助（外郭団体等）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	長寿介護課	ふれあいのまちづくり事業費補助金	地域福祉を推進を図る	荏崎市社会福祉協議会	活動費	10/10	1,633	社会福祉協議会事業費補助金交付要綱
2	長寿介護課	地域介護・福祉空間施設整備費補助金	施設整備に係る工事費の一部を補助することで福祉の向上を図る	事業計画に基づき市長が選定した民間事業者	事業計画に基づく施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	10/10 (上限あり 対象事業により異なる)	0	地域介護・福祉空間施設整備費補助金交付要綱
3	長寿介護課	小規模介護福祉施設等開設準備経費等助成特別対策事業費補助金	円滑な開所に必要な準備経費の一部を補助することで福祉の向上を図る	事業計画に基づき市長が選定した民間事業者	施設の開設準備に要する事務的経費（需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等）	10/10 (上限あり)	0	介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱（県）
4	産業観光課	営農指導事業費補助金	農業活動の促進を図る	梨北農業協同組合	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	1,929	営農指導事業費補助金交付要綱
5	産業観光課	商店街共同駐車場設置費補助金	商店街利用者の利便を図る	荏崎市商店街	賃貸借料	定額 (1団体300千円/年)	1,200	商店街共同駐車場設置補助金交付要綱
6	産業観光課	まちなか活性化推進事業補助金	中心市街地の活性化及び活力あるまちづくりに寄与する	荏崎市商工会・商店街組合等	事業費	2/3以内（限度額1,000千円）	1,230	まちなか活性化推進事業補助金交付要綱
7	産業観光課	商店街々路灯電気料補助金	商店街の活性化を図る	荏崎市商工会加盟各商店会	商店街街路灯電気料	1/3以内	773	商業団体等事業費補助金交付要綱
8	教 育 課	武田の里ライフカレッジ開設事業費補助金	生涯学習の推進を図る	武田の里ライフカレッジ運営委員会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	3,268	生涯学習振興費補助金交付要綱
9	教 育 課	地域芸術振興・普及育成事業補助金	市民の文化意識高揚と地域文化の発展を図る	一般財団法人武田の里文化振興協会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	4,305	武田の里文化振興協会事業費補助金交付要綱
事業費補助（外郭団体等） 計							14,338	※決算額は四捨五入

菰崎市補助費一覧

3-③ 事業費補助（市事務局団体）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	総合政策課	姉妹都市中学生高校生ホーム ステイ事業費補助金	市民が国際的な感覚を養うことに資す る	国際交流実行委員会	事業費	10/10 (会費等除く)	0	補助金等交付規則
2	総合政策課	姉妹都市中学生高校生派遣事 業費補助金	市民が国際的な感覚を養うことに資す る	国際交流実行委員会	事業費	10/10 (個人負担分除く)	1,884	補助金等交付規則
3	総合政策課	姉妹都市親善使節団訪米事業 費補助金	市民が国際的な感覚を養うことに資す る	国際交流実行委員会	事業費	10/10 (個人負担分除く)	6,399	補助金等交付規則
4	総合政策課	その他交流事業費補助金	計画事業以外の国際交流活動に対応す るもの	国際交流実行委員会	事業費	10/10 (個人負担分除く)	373	補助金等交付規則
5	総合政策課	中欧文化交流事業費補助金	チェコ共和国メヘニツェ市や、友好関 係にある都市との交流を図る	国際交流実行委員会	事業費	10/10 (個人負担分除く)	0	補助金等交付規則
6	総合政策課	フェアフィールド市親善使節 団来菰事業費補助金	姉妹都市フェアフィールド市とのさら なる友好親善を図る	国際交流実行委員会	事業費	10/10 (個人負担分除く)	0	補助金等交付規則
7	総合政策課	地域公共交通調査等事業補助 金	地域公共交通計画を策定するため	菰崎市地域公共交通会議	事業費	委託料に対する国庫補助（最大1/2）との不足 分	8,105	補助金等交付規則
8	長寿介護課	民生委員研修費補助金	民生委員児童委員活動の推進を図る	菰崎市民生委員児童委員協議会	研修費	定額 (予算の定めるところによる)	274	補助金等交付規則
9	産業観光課	農業再生協議会運営費補助金	経営所得安定対策活動の推進を図る	菰崎地域農業再生協議会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	1,337	経営所得安定対策等推進事業実施要綱 (国)
10	産業観光課	鳥獣害防止連絡協議会推進事 業費補助金	鳥獣被害軽減を図る	菰崎市鳥獣害防止連絡協議会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	1,827	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 (県)
11	産業観光課	菰崎産ワインプロモーション 実行委員会補助金	菰崎産ワインに関連した産業振興を図 る	菰崎産ワインプロモーション実行委員 会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	4,394	補助金等交付規則
12	産業観光課	観光協会補助金	観光事業の発展と振興を図る	菰崎市観光協会	活動費、人件費	定額 (予算の定めるところによる)	19,630	菰崎市観光協会事業費補助金交付要綱
13	産業観光課	武田の里まつり補助金	観光事業の発展と振興を図る	武田の里まつり実行委員会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	17,363	補助金等交付規則
14	教育課	サンライズヒル穂坂実行委員 会補助金	穂坂自然公園のトレイルランニング コースを活用し、来菰者の誘致とス ポーツ振興を図る	サンライズヒル穂坂実行委員会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	479	補助金等交付規則
15	教 育 課	武田の里ウォーク実行委員会 補助金	来菰者を誘致し、観光事業とタイアッ プして市のイメージアップを図る	武田の里ウォーク実行委員会	事業費	定額 (予算の定めるところによる)	1,820	補助金等交付規則

荏崎市補助費一覧

3-③ 事業費補助（市事務局団体）

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
16	教 育 課	荏崎市スポーツコミッション 補助金	スポーツを通じた地域活性化及び市民 のウェルネスの実現を図る	荏崎市スポーツコミッション	事業費	10/10 (備品等を除く)	5,940	補助金等交付規則
事業費補助（市事務局団体） 計							69,825	※決算額は四捨五入

荏崎市補助費一覧

4 その他

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	議会事務局	議員政務活動費	市議会議員活動の推進を図る	市議会議員 各会派	政務活動費	定額 (月10千円/人)	915	議会政務活動費の交付に関する条例
その他 計							915	※決算額は四捨五入

5 特別会計

No	所属名	補助金名	補助の目的	補助の交付先	補助対象経費	補助率	R5決算額 (千円)	根拠例規
1	国保 (健康づくり課)	人間ドック等事業補助金	疾病予防と早期発見による医療費削減及び市民の健康増進を図る	・人間ドック：40～74歳の国民健康保険加入者 ※当該年度に総合健診と重複は不可 ・脳ドック：50歳以上の市民 ※前年度に受診した者は不可 ※対象者、世帯主に市税等の滞納がない者	受診費	定額 人間ドック（男性） 23千円 " （女性） 28千円 脳ドック 10千円	13,936	人間ドック等事業実施要綱
2	介護	認知症カフェ運営費補助	認知症の人及びその家族、地域住民が交流等を図る	・本市に事業所又は活動拠点を有する団体等であること ・認知症の相談又は支援を行い、積極的に認知症に関する普及啓発活動を行うことができる団体等であること	事業に係る経費の合計額から利用料その他収入金額を控除した額	5千円/回（年間60千円上限）	30	認知症カフェ運営費補助金交付要綱
3	介護	訪問介護等利用者負担額減額措置事業	負担軽減により、サービスの継続的利用の促進を図る	障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている者	訪問介護、介護予防訪問介護の利用料（利用者負担額）	1/4	0	訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱
特別会計 計							13,966	※決算額は四捨五入